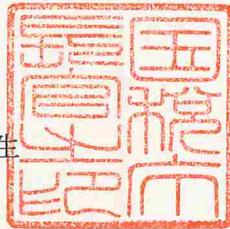


課 審 5 - 1  
令和 3 年 5 月 24 日

## 行政文書不開示決定通知書

山中 理司 様

国税庁長官 可部 哲生



令和 3 年 4 月 26 日に請求された行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」といいます。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

行政文書の名称	国税庁がスルガ銀行・スマートデイズ被害弁護団との間で行った、債務免除益課税の回避に関する協議内容及び結果が書いてある文書
不開示とした理由	上記行政文書の存否を答えることは、特定の納税者が国税庁と個別の取引等に係る税務上の取扱いを照会した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなります。特定の納税者からの税務上の取扱いに関する照会の有無については、原則として公表しないこととなっているところ、本件存否情報を公にした場合、納税者と国税当局との信頼関係が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められます。 したがって、上記行政文書の存否を答えるだけで、法第 5 条第 6 号柱書の不開示情報を開示することとなるため、法第 8 条の規定に基づき、本件開示請求を拒否します。
担当課	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 電話 03-3581-4161（内線3499）

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に国税庁長官に対して、審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。